

## 食料安全保障対策の確立を求める意見書

世界的な人口増加や経済発展に伴う食料需要の拡大等に加え、ウクライナ情勢等により、食料や生産資材の多くを海外からの輸入に依存する我が国にとって、食料安全保障上のリスクは高まっている。

このような中、将来にわたる食料の安定供給を確保するため、国は食料安全保障の強化に向けて、食料・農業・農村基本法および関連法を改正したところであり、今後は、次期食料・農業・農村基本計画に向けた議論をすすめることとしている。

食料の安定供給に向けては、農業の発展・振興が不可欠であり、国内の農業生産の増大等を基軸とした基本政策の確立をはじめ、生産資材価格高騰対策を含めた生産振興対策や経営安定対策の充実など、農家が意欲を持って持続可能な営農に取り組める万全な政策の確立が必要とされている。

よって、国においては、改正基本法に沿った形で、次期基本計画等において施策を具体化し、農業者が持続可能な営農に取り組めるよう、次の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 食料安全保障の確保に向けて、国内の農業生産の増大等を基軸とした基本政策の確立と、その施策を着実に進めるための十分な予算を確保すること。
- 2 次期食料・農業・農村基本計画の策定にあたり、生産現場の実態と農業者の意見を十分に反映し、実効性のある施策を講ずること。
- 3 再生産に必要な生産コストが農畜産物価格に反映されるような適正な価格形成の実現に向けて速やかに法制化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月9日

鹿児島県議会議長 松里保廣

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 殿  
財務大臣  
農林水産大臣